

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成 16 年 12 月 28 日規則第 119 号)

改正 平成 17 年 3 月 4 日規則第 10 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 57 号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立池公園の設置及び管理に関する条例(平成 16 年高知県条例第 64 号。以下「条例」という。)第 24 条の規定に基づき、高知県立池公園(以下「公園」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の行為の許可又は条例第 5 条第 1 項に規定するテニスコートの利用の許可(以下「行為又は利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第 2 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公園の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、行為又は利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第 1 号様式又は別記第 2 号様式による許可申請書を提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第 3 条 指定管理者(公園の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第 1 項、第 5 条ただし書、第 6 条ただし書及び第 10 条において同じ。)は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申請があった場合において、行為又は利用の許可をするときは行為許可書又は利用許可書を当該申請をした者に交付し、行為又は利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の行為許可書については別記第 3 号様式に、利用許可書については別記第 4 号様式によるものとする。

(許可の変更の申請)

第 4 条 行為又は利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、行為又は利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、条例第 3 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者に対して、指定管理者が定める変更許可申請書を提出しなければならない。

2 知事に対して提出する前項の変更許可申請書については、別記第 5 号様式によるものとする。

(設備の制限)

第 5 条 公園を利用する者は、公園の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用者は、条例第8条の規定による利用料金又は条例第13条第1項の規定による使用料を第3条第1項の行為許可書又は利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用料金の承認の申請)

第7条 指定管理者は、条例第10条の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第6号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第10条の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第7号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第8条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国又は地方公共団体が公園を利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第8号様式又は別記第9号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の許可申請書とともに提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第10号様式又は別記第11号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 利用者の責任によらない理由で公園を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第12号様式又は別記第13号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第 14 号様式又は別記第 15 号様式による使用料還付決定通知を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(汚損等の届出)

第 10 条 公園を利用する者は、公園の施設、設備、植栽等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第 11 条 条例第 17 条の規則で定める申請書は、別記第 16 号様式によるものとする。

2 条例第 17 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 16 条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第 18 条第 2 項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 条例附則第 2 項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第 11 条の規定の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 4 日規則第 10 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 57 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

高知県立池公園行為許可申請書
[別紙参照]

第2号様式(第2条関係)

高知県立池公園テニスコート利用許可申請書
[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)

高知県立池公園行為許可書
[別紙参照]

第4号様式(第3条関係)

高知県立池公園テニスコート利用許可書
[別紙参照]

第5号様式(第4条関係)

高知県立池公園変更許可申請書
[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

高知県立池公園利用料金承認申請書
[別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

高知県立池公園利用料金変更承認申請書
[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)

高知県立池公園行為使用料減額(免除)承認申請書
[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)

高知県立池公園テニスコート使用料減額(免除)承認申請書
[別紙参照]

第 10 号様式(第 8 条関係)

高知県立池公園行為使用料減額(免除)承認通知書
[別紙参照]

第 11 号様式(第 8 条関係)

高知県立池公園テニスコート使用料減額(免除)承認通知書
[別紙参照]

第 12 号様式(第 9 条関係)

高知県立池公園行為使用料還付請求書
[別紙参照]

第 13 号様式(第 9 条関係)

高知県立池公園テニスコート使用料還付請求書
[別紙参照]

第 14 号様式(第 9 条関係)

高知県立池公園行為使用料還付決定通知書
[別紙参照]

第 15 号様式(第 9 条関係)

高知県立池公園テニスコート使用料還付決定通知書
[別紙参照]

第 16 号様式(第 11 条関係)

指定管理者指定申請書
[別紙参照]